

令和 8 年度採用 児童福祉専門相談員、心理相談員
(会計年度任用職員) 募集案内

1 募集区分、採用予定人数及び職務内容

募集区分（以下、略称で表記）		予定人数	職 務 内 容
勤 務 ン ど 岡 タ も 市 ！ 総 合 相 談	児童福祉専門相談員（児童福祉）	5 名程度	子どもや保護者等からの相談対応及び必要な支援・指導・調査等
各 区 子 育 勤 務 で 支 援 課	児童福祉専門相談員（児童福祉）	8 名程度	子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な支援・指導・調査等を行う業務や、関係部署や関係機関等と連絡・調整し、連携を推進する業務 など
	心理相談員（心理）	1 名程度	心理相談業務や子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な支援・指導・調査等を行う業務 など

2 応募受付期間

令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 8 年11月13日(金)17：00【必着】
※採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。
※採用予定人数は、状況により増えることがあります。

3 採用日

応募の時期に応じて、以下のとおりとなります。

応募日	採用日	応募日	採用日
5/1～5/25	7月1日	7/15～9/11	11月1日
5/26～7/14	9月1日	9/12～11/13	1月1日

※応募日は、募集申込書到着の日となります。

4 勤務条件

※以下にある「祝日」は国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

任用期間		令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4 回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
勤務日時	(児童福祉)	週の勤務時間：原則、27時間30分 ※勤務を要しない日：原則、土日・祝日等 原則午前 8 時45分から午後 6 時までの間において、所属長が事前に明示した上で勤務日、勤務時間を割り振ります。
	(心理)	週の勤務時間：原則、27時間30分 ※勤務を要しない日：原則、土日・祝日等 原則午前 8 時45分から午後 6 時までの間において、所属長が事前に明示した上で勤務日、勤務時間を割り振ります。
勤務場所	えがお館勤務	福岡市こども総合相談センター
	各区勤務	各区保健福祉センター子育て支援課
給与	(児童福祉) (心理)	月額214,911円～231,773円（地域手当を含む）
	※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。	
諸手当	通勤手当	条例、規則等の定めるところにより支給（月55,000円を上限）
	特殊勤務手当	福祉手当：職務内容等に応じ、月額14,194円、月額7,168円、月額2,839円のうちのいずれか
	期末手当	年 2 回（6 月、12月）在職期間に応じて支給
	勤勉手当	年 2 回（6 月、12月）勤務期間等に応じて支給

休暇	・任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 ・その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	・給与等支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・健康診断あり ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

5 受験資格

次の（1）～（5）の要件を満たす人

（1）以下のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ・児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で定めるものの規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの人
- ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待、又は被措置児童虐待等虐待を行った人、その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした人

（2）日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

（3）任用期間を通して職務に従事できる人

（4）基本的なパソコン操作（ワード・エクセルなど）ができる人

（5）それぞれの募集区分において、子どもの問題に係る相談・育成・指導等の業務に熱意を有し、**次のいずれかに該当する人**

児童福祉専門相談員	・児童福祉司の任用資格を有する者 ※1 （児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者） ただし、同条第3項第8号、第9号の「指定講習会の過程を修了」については、受験資格の要件としない。
心理相談員	以下のいずれかの資格を有し、心理査定や心理療法等の実務経験が2年以上あること。 ・臨床心理士の資格を有する人 ・公認心理師の資格を有する人 ・大学院で心理学を専攻し、修了した人

※1 詳細は、児童福祉法第13条の③をご覧ください。



6 選考試験

<資格審査> 資格要件を満たしているか、確認します。

<課題作文> 募集申込書添付の作文について、評価します。

※選考試験の結果は全員に通知します。

7 面接試験

- ・選考試験合格者には、面接試験を実施します。

＜試験日(予定)＞

採用日	面接試験	採用日	面接試験
7月1日	6月8日(月)	11月1日	9月29日(火)
9月1日	7月30日(木)	1月1日	11月27日(金)

※面接試験は、こども総合相談センターで実施予定です。

- ・面接試験実施後、受験者全員に、結果を文書で通知します。

※可否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① 令和8年度採用 児童福祉専門相談員、心理相談員（会計年度任用職員）募集申込書

※申込書は、福岡市こども総合相談センター（中央区地行浜2-1-28）、情報プラザ（福岡市役所1階）、各区情報コーナー、各出張所で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。

- ② 受験資格を証する書類（資格登録証明書等の写し・実務経験を証する実務証明書など）
- ③ 課題作文（別紙【課題一覧】より、該当の課題について記述してください。）
- ④ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒1部（長形3号））

(2) 提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に【会計年度任用職員受験申込】と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所

・氏名を明記のうえ、下記の宛て先に郵送または持参でお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。（土日・祝日は受け付けません。）

※提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

(3) 宛て先（持参先）

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号

福岡市こども総合相談センターこども相談企画課

9 個人情報の取扱いについて

募集申込書に記載された個人情報については、福岡市こども総合相談センター会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

10 合格から採用まで

- ・最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- ・候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和9年1月1日の採用を行います。
- ・令和9年1月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度途中に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

11 その他

- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

12 問い合わせ先

福岡市こども未来局こども総合相談センターこども相談企画課

T E L : 092-832-7833 F A X : 092-832-7830

課題一覧

児童福祉専門相談員
今まで子どもと関わったあなたの経験の中で、工夫により関係改善が見られたことや、失敗を経て工夫された関わり等をふまえ、児童福祉専門相談員として子どもに関する相談に携わるにあたり、今後、どのようなことを心掛けていきたいかを述べなさい。 なお、経験については、公私は問いません。
心理相談員
こども総合相談センターでは、虐待、非行など、子どもに関するあらゆる相談を受けています。相談を受けるにあたり、心理相談員としての心構えと必要な支援について、あなたの考えを具体的に述べなさい。